

二〇二一年度

博士学位請求論文

指導教授 田淵句美子教授

概要書 中世和歌と日記の研究―個人・書物・享受の変容―

早稲田大学大学院教育学研究科 教科教育学専攻

幾浦 裕之

目次

(概要書)

序章 個人・書物・享受の変容 …………… 1

第一部 中世和歌作者の自己表象

第一章 歌人が年齢を詠むとき―表現と契機の性差― …………… 13

第二章 和歌で空間を詠むとき―「わが宿」の表現と性差― …………… 24

第三章 判者が自歌を判ずるとき―俊成・定家判を中心に― …………… 43

第二部 未定稿的な女房の家集の研究

第四章 未定稿的な女房の家集について …………… 63

第五章 『経信卿母集』の享受と生成―定家本としての可能性― …………… 72

参考資料1 彰考館所蔵『諸家集二』「大納言経信母」翻刻 …………… 88

参考資料2 冷泉家時雨亭文庫所蔵『帥大納言母集』翻刻 …………… 93

第六章 『後堀河院民部卿典侍集』の享受と流通 …………… 95

第三部 近世における阿仏尼像の享受と生成

第七章 『いさよひの日記聞書』―近世『十六夜日記』享受の様相― …………… 108

参考資料3 早稲田大学図書館所蔵『いさよひの日記聞書』翻刻 …………… 129

第八章 『阿仏東くだり』―近世和学者の偽書の享受― …………… 175

参考資料4 早稲田大学図書館所蔵『阿仏東くだり』翻刻 …………… 187

終章 総括と展望 …………… 201

初出一覧 …………… 207

207 201 187 175 129 108 93 88 72 63 43 24 13 1 9 8 7 6 5 5 4 3 2 1

序章 個人・書物・享受の姿

序章では本論の問題設定を行った背景や意義について述べ、各章の内容を構想した経緯について概説した。近年、文学研究全体で「作者」「作品」「歴史性」などの基本的な概念や事実が改めて検討され、海外の日本文学研究においても取り上げられている。作者の自己表象や自己言及性（自己語り）についての関心の高まりがあり、固定した権威のある全集本文ではなく、発表媒体によって変容していく本文の動態へと注目が集まっている。文献学的手法の目的も、作者の意図や作品本文の、ある始原の一点を復元することから批判的に展開し、本文の生成・変容を包括的に追跡すること、異文・翻案をも作品の一面とする意識へと転換している。このような文学・日本文学研究全体の動向のなかで、本論は中世和歌・日記文学研究において、「個人」としての作者、「書物」としての作品、そして享受の歴史、という基本的な要素を改めて問題として設定し、各章で論じた。

中世和歌研究では『新編国歌大観』『新編私家集大成』などの研究基盤があるために、実際に存在する複数の本文、伝本についてはなかなか顧みられないこともあるため、本論第二、第三部の書誌学的論考では、なるべく現存伝本を全て検討した。また、ここまで構築された電子テキストの検索によって得られる知識は一体何なのか、という問題意識から、本論第一部の表現研究の論考では性差の視点を導入した。

和歌は上代から中古にかけて、歌中で「われ」を表出することを控

え、対他的表現を洗練させ、婉曲的になるという表現史的推移が存在した。本論では、作者と歌中の虚構化された主体との関係が問題となる、「題詠」が進展した時代、十二、三世紀について特に考察した。十二世紀は実務官人、遁世者層のなかから和歌を詠む人々が現れ、相互に交流し、その人々が必ずしも歌人としての評価が高くない場合も和歌活動を行っていた。第一部では、この和歌作者層の拡大という時代動向のなかで、歌人たちが自らを和歌に詠みこもうとする個我の意識、個人表現のありかたを、性差の視点を加えて考察した。歌人の自己言及の時間性については年齢を詠む和歌を、空間性については「わが宿」という歌ことばを、表現そのものについては歌合判詞を対象とした。

第二部では、中世に歌人個人の手元にあった記録や和歌詠草が、後世まで残る家集や日記に、いかに変容するのか、という問題意識から、書物として生成し、享受される家集について考察した。

和歌史の十二世紀の重要な要素として、歌道家が成立したことがあげられる。歌道家は常にその継承において、和歌文書をどの個人、家に一括して相続するかという問題を抱えていた。俊成以下の御子左家が六条藤家と異なるのは、多数の女房歌人を輩出したことであり、冷泉家の成立においても、阿仏尼という歌道家の外部から登場した女房歌人が大きく寄与した。既に多くの先行研究がある男性歌人の和歌活動に比べて、女房歌人として歌道家を支えた人々の和歌活動については研究が少ない人物もいる。第二部では、平安期の女房の家集を横断的に検討し、つづいて『経信卿母集』『後堀河院民部卿典侍集』という従来あまり研究のない女性の家集を研究対象として選択した。

冷泉家時雨亭文庫には定家筆勅撰和歌集、定家監督書写本私家集を始め、平安鎌倉時代の写本が豊富に残されている。このような資料が残ったのも、そもそもは為家没後の嫡男為氏・為相間の所領争いを解決するため、阿仏尼が武家法の裁断を受けるべく鎌倉下向を行ったことによる。その鎌倉下向を描いた『十六夜日記』に関しては、冷泉家時雨亭文庫の公開後、御文庫のある上冷泉家には近世期の流布本系統の伝本しか伝来していないことが判明した。阿仏尼に関しては、冷泉家成立への貢献が強調され、事績が顕彰されるが、伝来する書物の具体的な経路を辿ると、冷泉家内でも阿仏尼の作品の享受の様相は時代によって幅があるようである。

第三部では中世の作者の没後、近世に広く享受された書物が、いかに変容して古典となるのか、また偽書となるのかを、阿仏尼の『十六夜日記』をもとに論じた。現在の実証的研究によって鎌倉下向の年次や経緯が明らかになって以降は、『十六夜日記』はその作品成立の背景をもとに読むことができる。しかしそのような経緯をよく知らない近世の読者にとって、写本に書かれた注釈、識語が、作品背景を理解するための重要な手がかりであった。現在残る近世の『十六夜日記』写本版本には、阿仏尼の伝記など読解を助ける識語や書き入れが残された伝本がいくつもある。現在我々が古典文学を読む際、文学史的知識や文学史上の価値づけなしに読みはじめるといことはほとんどない。そのような事前知識がないなかで、近世の読者は『十六夜日記』をどのように読んだのか、ということ、『いさよひの日記聞書』という近世の注釈写本、『十六夜日記』の翻案『阿仏東くんだり』から考察した。

第一部 中世和歌作者の自己表象

第一章 歌人が年齢を詠むとき―表現と契機の性差―

中世には年齢にまつわる歌話があり、歌を詠むことに年齢が意識される感覚があった。高田信敬によれば、十年を一単位とする年齢表記において、当該数字より一を減じて何歳台かを示すことばとして、漢詩には「秩」「旬」があり、和文では「三十路」「四十路」などの「くそぢ」表現がある。中川博夫によれば、この「くそぢ」表現が示す範囲は、歌人の実年齢とマイナス五歳ほどまで乖離する幅がある。当該十歳台より早まって用いられ、現在の「アラウンド〇〇」と同様、たとえば三十代後半あたりではもう「四十路もちかく」などと詠む傾向があった。

応制百首に年齢を詠むことは『堀河百首』の藤原仲実の旋頭歌の例があり、同百首で源俊頼は、まだ自身の年齢を詠むにあたって長歌に詠み含めていた。当時は応制百首で年齢を詠むにあたって、旋頭歌、長歌という通常とは異なる歌体が選択された。そして勅撰集に「くそぢ」で年齢を詠む歌を初めて撰歌したのも俊頼であり、『金葉和歌集』の巻末には、自身の年齢を示して不遇を嘆く歌を添えた。「くそぢ」表現を使うことで、短歌の字数のなかで自身の年齢が詠みやすくなり、それが認められたのが『金葉和歌集』であるといえる。

「くそぢ」表現に注目すると、恋歌の用例がほぼなく、十二世紀後

半には和歌に詠む年齢が低年齢化し、全体として年齢を詠む和歌の増加が起こっている。背景として、院政期の位階制度上の変化の影響が考えられる。官職別の在職年数によって、年功序列的に昇進を果たす年労が、叙位全体の割合からすると非常に低くなる。官司・官職での奉仕が評価の対象にならず、昇進に結びつかないため、男性歌人の年齢が、上位者への嘆訴、述懐歌に詠むべき要素となった、という経緯が考えられる。

女性は年齢の付随する関係性と身分秩序の外にいるため、年齢を詠まないが、二条院讃岐、小侍従、八条院高倉には希少な用例がある。それらの用例を見ると、出家した後は女性も年齢を詠むようである。官僚機構の中の男性と、女房歌人とは和歌の自己言及性に差があった。生涯を回想するにあたって、女性も散文においては自身の年齢を書くことがあり、人生の折々に自身の年齢をたしかに自覚していたらしい。ただ中世の女性によって書かれた仮名作品が、ある構想のもとにまとめられたのは、その多くが隠栖後であったと考えられる。出家によって世俗の制約から自由な立場を有することができたからこそ、自身の年齢を詠み、書くことができたのではないかと考察した。

第二章 和歌で空間を詠むとき―「わが宿」の表現と性差―

中世に和歌作者たちはどのように自らのおかれた建築空間を表象したのだろうか。題詠による空間表現の仮想化は、男女同様に進行したのだろうか。和歌のことばの性差に関しては後藤祥子、近藤みゆきの

一連の研究があるが、詠歌主体の性を問題にする場合、恋歌が取りあげられることが多い。四季歌、叙景歌の詠み方にも性差はあるのだろうか、という疑問から、万葉以来和歌に詠みこまれる「わが宿」という歌ことばに注目する。

和歌のなかで庭や前栽など周辺の景物が詠まれる際、とくに状況設定の明示がない限り、主体は屋内にいて、屋外を見ているという。しかし題詠が主流になって以降、作者の視点は当座の眼前の景に制約されず、広大な空間を眺望する和歌が詠まれるようになった。詠歌主体（作中主体）は単なる視線と化し、抒情する主体を介在させず、景だけを描出する雄大な叙景歌が可能になった。一方で詠歌主体の位置が推定され、そのような主体が和歌の中の空間にいることを想像してこそ一首の感動がもたらされる、という詠風も新古今時代には存在する。「わが宿」の勅撰集入集歌は『拾遺和歌集』を最大用例数とした後に、白河院から後白河院の院政期は減少し、『新古今和歌集』で再び増加したという変遷がある。また二十一代集を通して男性歌人に偏り、同時代女性の「わが宿」詠は、中世には勅撰集から疎外された。近藤みゆきは「やどの」「わがく」ということばが『古今和歌集』では男性特有表現であることを指摘しているが、その規制は後代に及んだとみられる。

中古までは勅撰集以外の家集などに「わが宿」と詠む女性の用例があり、男性が屏風歌において家居する女性の絵について詠む例もある。しかし中古における女性が恋歌に詠む用例は減少し、男性が閑居の体を詠む自然詠の用例が増加した。男性同士の贈答歌でも「わが宿」は

詠まれるが、恋歌で詠む例は新古今時代にはごくわずかである。自然詠・恋歌両方に通用していたことばが、中世にかけて前者に特化したことばがうかがえる。

承暦二年四月『内裏歌合』の衆議判では「わがやどとは、うちにてはよまぬことなり」「わがやどは、ちかくはよまぬこととんきく」との表現規制の意識が記される。院政期の題詠が主流になって以降も、「わが宿」というのは、歌人の身体がいる場所としてのニュアンスを持っていたようである。女房たちの持つ匿名性や、個人としての人格の非顕示といった性質にとって、「わが宿」ということばは実体性があまりすぎることばだったのではないか、と考察した。

第三章 判者が自歌を判ずるとき―俊成・定家判を中心に―

鎌倉期の歌合は未だ注釈や校本のないものも多く、ある特定の歌合について論考が行われる場合がほとんどである。しかし、個々の歌合や判者の特徴を知るためには、判者の参加した歌合を通覧し、また他の判者の方法と比較しながら考察することが必要である。平安期歌合の歴史について総覧した浅田徹、安井重雄の研究を参考にしつつ、判者が自らの和歌について判詞で言及しようとする意識、その方法について考察した。

専門歌人による判者自記判詞を執筆し、かつ主催者よりも重要な立場を担う存在となったという意味で、藤原清輔は歌合史においてのあの到達点とみなせる。清輔は『袋草紙』下巻「判者骨法」に、基俊の

証言も紹介しつつ、「また判者、作者たるの時、我歌に至りては判を加へず」という故実を記録し、判者と作者を兼ねた者たちが歌合でどのように判を行ったかを検討している。発言元の基俊自身、現存する歌合では全て自歌について判を加えており、清輔が実際に自歌のある番で判を控えたというものも現存していない。しかし「判者は例によって判を加えない」という言い方が、俊成の判詞にはいくつもみられる。

俊成は、作者と判者を兼ねた歌合の伝本が多く現存し、和歌史の上ではじめて、判者が自歌を判じ、その理由を書いた判詞がまとまって残っている。俊成は「判者愚老の拙歌に侍るなり」（『住吉社歌合』）など、自分の歌であると判詞で示し、「又依例不加判」（同）と『袋草紙』にもある判者の骨法に則って判（勝負付）をしないと述べる。一方で定家の判詞には、このような表現は見られない。

定家の自身の歌への言及の仕方を『千五百番歌合』の判から見ていると、判詞でも敢えてふれないことばと、示唆することばとを選択し、自歌を解釈する上での要点を暗示している。

建暦三年（一一一三）閏九月十九日の『内裏歌合』では、順徳天皇、範宗、行能、定家の男為家、光家たち初学の歌人のために、歌のころや表現意図を解説したような判詞がみられる。

俊成判は自歌の詠作過程を判詞で書くもので、作者によってどのよう歌が詠まれたか（つくられたか）に重点があった。それに対して、定家の自歌への判詞は、歌をどう読むか（解釈するか）に主眼がある。

第二部 未定稿的な女房の家集の研究

第四章 未定稿的な女房の家集について

私家集について、勅撰和歌集や日記との関わりを論じた総合的な論はいくつもあるが、「私家集発生の理」としてその文学的営為を成立のプロセスから論じた森本元子「私家集とは何か」という論がある。同論では「未定稿のまま後世に伝えられたもの」として、定家の娘因子の家集である『後堀河院民部卿典侍集』を紹介している。この未定稿な、ある一定期間の私的詠草を含む、哀傷歌が集中した歌稿はいかにして残されたのか。当該家集に見られる未定稿性の特徴を、先行する女房歌人の家集を概観しながら見ていくことで、個人の手元に残った詠草、歌稿が、いかに後世にまで残る家集に変容するのかを考察する。

原資料と整理された部分の複合体として構成されるものに『伊勢集』があり、家集の成立の前段階には、折々の詠草を集めた雑纂的な資料があったことが窺える。歌稿の全てが詞書をつけられ、整序されるわけではなく、『中務集』のように、後半の家族間の贈答歌など、私的な場で詠まれた襲の歌は、歌合など晴の歌ほど整理の手が及ばないこともある。

歌人たちは目的に応じて複数の家集を編纂した。それが異なる伝本や古筆切となって残っている。『小大君集』『藤三位集』の例からわかるように、メモ的な簡略な詞書をもつ家集とは別に、詠出状況を詳し

く記す家集が別につくられることもある。

歌が編纂される際には、『出羽弁集』のように年次配列をとるほかに、『伊勢大輔集』のように哀傷歌は年次順にならず、哀傷歌だけ後半にまとまって残る場合がある。また、『二条院讃岐集』のように、仕えた院への哀傷歌を散逸させたか載せていない家集があり、哀傷歌は家集の後半にあつて脱落したか、別にまとめられていて散逸したとも考えられる。このような例は『民部卿典侍集』のような一定期間の、哀傷歌を集めた資料が生成するプロセスを想像させる。

このようなさまざまな女房の家集の形成過程と特質は、中世の女房家集を見ていく上でも参考になる。現存する家集の成立以前の姿を、できるだけ残された家集に基づいて想像しながら、家集の性格を見定めていく必要があると考えられる。

第五章 『経信卿母集』の享受と生成

― 定家本としての可能性 ―

『経信卿母集』流布本の後半には、享受者によって付加された長文の追記があり、作者の残した家集を安易に増補すべきではなく、ここに「追ひ書く」ということがまず断られている。残された家集の姿を、歌人個人のものとして尊重するべきだと述べている点で、中古から中世への家集の転換期であったことを伝えている。

経信母は源経信、俊頼、俊恵とつづいた院政期の重代の歌人たちの祖であり、経信母の父、国盛は光孝源氏にして三十六歌仙の公忠、信

明を祖父、父にもつ。その家集は、現在では流布本系統三本、異本系統二本が知られており、十五首の異本系統が古態を示すとされてきた。流布本系統は家集部分に十四首の和歌をもち、後半には和歌六首を含んだ追記の物語（字数にして二二〇〇字程度）があり、経信母の才能を顕彰するような五つの逸話から成る。

従来書誌の報告がなかった流布本の一本である彰考館本には、異本系統の書写年次を遡る「嘉禄二年（一二二六）五月廿四日」の年次をもつ本奥書があることが国文学研究資料館のマイクロフィルムの調査で判明した。定家監督書写本である浅野家本『相模集』とともによく似た本奥書である。『明月記』の当該日条の記事、定家筆『集目錄』からは決定的な傍証は得られないが、おそらく定家書写本を写し伝えたものであると考えられる。

彰考館の当該本は複数の家集を合綴した写本叢書『諸家集』に収録されている。収録家集の書写奥書の年次のうち、最も多いのは延宝八年（一六八〇）である。このころ編纂の『扶桑拾葉集』に収録されてはいないが、彰考館が編纂した天保一四（一八四三）年成立の『八洲文藻』に『経信卿母集』は収録されている。当該『諸家集』も彰考館の和文作品の調査蒐集の一環として類聚されたものであろう。

『経信卿母集』の成立については『経信集』三類本に転載された清輔の奥書が参考になる。同奥書にいわく、「経信の孫の時俊によれば、経信には自撰の家集はなく、経信女が遺稿をまとめて『帥集』という家集を成立させた」という。これは『経信卿母集』の追記部分の書き出しとともによく似た状況であり、おそらくこの経信女が父の遺稿を

もとに家集を編纂した際に、祖母である経信母の遺稿をも見出し、追記したのではないだろうか。追記された物語のほかの逸話についても経信没後は、匡房、俊頼の生存中、十二世紀初頭あたりまでが、このような逸話を記憶し、筆録する人々が生存していた下限であると考えられる。

女房による小家集は平安期にいくつも書写されてきたであろうが、そのほとんどは現存しなかった。一方で近世期の合写合綴された伝本の中にも、重要な伝本が隠れている。

第六章 『後堀河院民部卿典侍集』の享受と流通

『後堀河院民部卿典侍集』の現存伝本の本文はすべて同一系統である。上賀茂神社の三手文庫に『馬内侍集』『相模集』『康資王母集』『殷富門院大輔集』とともに合写された契沖筆本があり、これが『新編私家集大成』などの底本である。

かつて共同で行った注釈の過程で、大阪府立中之島図書館に寄託される円珠庵本が同書の親本ではないかと推測された。合写された他の家集も含めた本文の検討を行うと、三手文庫本は、契沖手沢本（円珠庵本）の書き入れを整理し、証本とすべく契沖自ら浄書して、弟子の今井似閑に贈呈したものである。

合写された五家集のなかで最も異文注記が多いのが『康資王母集』である。大東急記念文庫にも契沖筆の『康資王母集』があるので比較検討すると、まず大東急本を書写し、その後他の本（円珠庵本）を手

に入れたことを示しており、三手文庫本『康資王母集』は、大東急本と円珠庵本を校合してつくられた混成本文であることがわかった。

次に、三手文庫本の『相模集』から書写年を推測すると、手掛かりとなる『契沖雑考』という資料がある。これは契沖が『万葉代匠記』精撰本成立と光圀への献上（元禄三年（一六九〇）年か）以後に得た新見や訂正箇所のほか、猶検討を要する考証などを彰考館に書き送ったものを整理した備忘録的書簡である。その中に「近來相模集を寫候ニ」とあり、これこそ三手文庫本のことだと考えられる。契沖は元禄十二年（一六九九）五月二十六日には『新勅撰集評註』を完成させており、『契沖雑考』の当該書写はこの注釈作業の中で進めたようである。契沖が三手文庫本を書写した時期は一六九〇年代後半の数年間にしぼることができると考えられる。また、内閣文庫本『相模集』を検討すると、現在確認される『民部卿典侍集』の伝本は、全てこの女房の五家集を合写したものとして伝来しているということがわかった。

最後に、三手文庫本の『馬内侍集』の巻末に貼付された略伝が、本居記念館本『馬内侍集』にあることに注目した。本居記念館本は小野田重好が書写したもので、同書の本奥書に見える似閑の門人樋口宗武が披見した「天王寺神主松本氏之本」にも『民部卿典侍集』を含む五家集が合写されている。

香道文献を著し蔵書家でもあった江田世恭が賀茂社の祠官山本甲斐権守に宛てた書簡にも、「天王寺ニ相納め候海北若冲蔵書」とあり、天王寺の蔵書を書写することを述べている。『海北若冲蔵書目録』が彰考館と内閣文庫に所蔵されるが、確認すると契沖の著作や歌書や家集が

並ぶなかに「馬内侍／相模集 一冊」とある。これが合写された他の家集名を省略したものとすれば、やはり若冲も『民部卿典侍集』を含めた五家集の本を書写し、所蔵していた可能性がある。このように契沖、今井似閑周辺での書写による家集の流通の様子が追跡できる。

第三部 近世における阿仏尼像の享受と生成

第七章 『いさよひの日記聞書』

―近世『十六夜日記』享受の様相―

近世の『十六夜日記』注釈としては、文政七年（一八二四）の小山田与清の『十六夜日記残月抄』がある。一方で、正徳二年（一七一二）の本奥書をもつ多和文庫本、その親本の北海学園大学所蔵北駕文庫本という、注釈のある『十六夜日記』写本があり、松原一義の紹介と翻刻がある。松原はこれを中世に成立した注の書写本と推定していた。

近年、小川寿一旧蔵本で彼がかつて部分的に紹介した、巻末の識語に「寛文十三年」（二六七三）の年次をもつ『いさよひの日記聞書』という同種の写本が早稲田大学図書館に収蔵された。注の成立にあたっては近世期の様々な書物が参照されており、参照対象のうち年次の明らかなものには、寛文年間に刊行されたものがある。同本は中世から近世への、書物の転換期としての十七世紀における、『十六夜日記』享受の様相を伝えるものである。

聞書注に書写されている『十六夜日記』の本文が、『十六夜日記』現

存伝本のなかでどのような位置づけられるのか、また合写される作品『阿仏仮名諷誦』の組み合わせや本奥書は、どの伝本と類似しているのかに注目すると、静嘉堂文庫所蔵『伊佐宵記』に近似している。聞書注の本文で注意されるのは、熱田宮への奉獻歌の五首目が載ることである。この五首目の和歌は、この静嘉堂文庫本、そして最も古態を示す九条家本、松平文庫本のみにあるもので、他の諸本にはないものである。聞書注には「この哥一首板の本に落たり」と、万治二年（一六五九）の整版本『十六夜日記』を披見しているらしい注がある（古活字本でもこの五首目は脱落している）。同箇所は北駕文庫本では「おほかたのほんにおちたり」となっており、披見したのが版本かどうかは不明である。ただし注意されるのは、聞書注の「みしめ縄、心にかけてといひて」という箇所は、被注本文の和歌にそぐわず、むしろ静嘉堂文庫本の「心にかけて」や、九条家本、松平文庫本の当該歌の四句目「こゝろにかけて」に合致していることである。これは、聞書注の被注本文が誤写を起こしているか、被注本文の『十六夜日記』と、聞書注自体は別の成立、つまり既存の『十六夜日記』のある写本に、注を書き入れることで、現存『いさよひの日記聞書』というものが成立したことを窺わせる。おそらく、聞書注の成立のもとになる、『十六夜日記』を講釈する場があったとして、講釈者の持っていた伝本と、講釈を筆記する聴講者の持っていた伝本には異同があり、聞書注は後者の伝本をもとに書写されていたのが現存伝本、つまり早大本や北駕文庫本なのであろう。注の説を述べている人物は、万治二年版本に限らず、複数の『十六夜日記』を披見して比較検討しているらしい。

早大本の聞書注は、松原一義が想定したような「中世的なもの」というよりも、近世になって利用可能になった様々な書物を参照したことが窺え、そのうち年次の明らかかなものは寛文年間に刊行されたものである。先にみたように熱田宮奉獻歌の注の「板の本に落たり」をも勘案すると、整版本『十六夜日記』の刊行された万治二年（一六五九）から、巻末の識語が示す「寛文十三年（一六七三）」までに成立したと考えるべきであらう。一方、北駕文庫本の本文と注は、本奥書に見える町尻兼量が従二位に叙され、三位と呼ばれなくなった享保二〇年（一七三五）までに固定したものと考えられる。

第八章 『阿仏東くだり』―近世和学者の偽書の享受―

『阿仏東くだり』は、『十六夜日記』の翻案である。阿仏尼は鎌倉下向から四年後の弘安六年（一一八三）、裁判の結果を見届けずに、六十余歳でおそらく鎌倉で没した。訴訟が冷泉為相の勝訴として決着したのは、さらに三〇年後の正和二年（一一三三）であった。『十六夜日記』には裁判の行方が描かれないが、『阿仏東くだり』では、阿仏尼は鎌倉滞在足掛け三年で所領安堵の御教書を賜り、生きて帰京する。近年、田淵句美子が、表現面の検討や女性仮託の他の偽書との比較などから、同作は流布本『十六夜日記』をもとに、おそらく非貴族層の手で、歴史的事実にとらわれず虚構や想像を交えて創作された物語であることを明らかにした。

『阿仏東くだり』の近世以前書写の現存伝本は四本のみである。近

年早稲田大学図書館は現存伝本中三番目に古い、川瀬一馬旧蔵本を収蔵した。これは『徳川実紀』を編纂した成島司直（一七七八〜一八六二）の書写・旧蔵でもあり、同作の近世における唯一の考証である「大進匡聘」なる人物の長文の考証が書写されている。この「大進匡聘」の検討から、次のように所在不明の一本が新たに想定されるということがわかった。〈2〉から〈3〉は三回転写を重ねており、異同がみられる。

〈1〉学習院大学本 ↓ 〈2〉国会図書館本（屋代弘賢筆） ↓ 長塩宗泉筆本（所在不明） ↓ 大進匡聘筆本（所在不明） ↓ 〈3〉

早稲田大学本（成島司直筆） ↓ 〈4〉宮内庁書陵部本（松岡行義筆）

従来、早稲田大学本の巻末の考証の筆者「大進匡聘」は成島司直自身ではないか、とされてきた。しかし同考証末尾の「右一卷書写之令熟覧引諸籍所附考之趣也」や考証の前の奥書には本文同筆で返り点が付してある。当該本が司直自筆と認められるのであれば、司直自筆の奥書・考証結語に、返り点を司直自らが付すとは考え難い。司直が書写した親本にこの考証が書写されていたなどしたものを、司直が当該本に転写したと考えるのが妥当である。

天理大学附属天理図書館には『歌道書覽考』という「大進藤匡聘」の署名のある歌書がある。署名が花押様で書かれており、こちらが「大進匡聘」の筆跡であると考えられる。成島司直の筆跡とはかなり異なるものである。松浦静山の随筆『甲子夜話』巻八十五が収録する「詩仙堂募集和歌」に「匡聘 同（寄合） 小倉右京」の名がみえる。これは石川丈山の百五十回忌を翌年に控えた文政三年（一八二〇）に、

詩仙堂の修復を企図して募集された詩歌らしく、松平樂翁（松平定信）はじめ幕臣たちの和歌が集成されている。そこに寄合の一人として「匡聘」は詠進しており、冷泉家門弟の幕臣なのだと考えられる。

天理図書館所蔵の『冷泉正統記』巻末には、成島司直筆で「天保六年三月下旬三代門下大進匡聘」という本奥書があり、これは早稲田大学本『阿仏東くだり』の本奥書と同じ年月次である。これもまた、大進匡聘の本を、成島司直が書写したとみられる一冊である。『冷泉正統記』は『阿仏東くだり』に拠ったらしい、現実より二年早い鎌倉下向から「三年」後の「弘安二年七月廿日」に、將軍源惟康の仰せで執権より所領安堵の御教書を賜って帰京した、という記述がある。「大進匡聘」は実証的に考証を進めながらも、かなり『阿仏東くだり』を冷泉家の由来を伝える資料として信頼してしまっている。冷泉家の「三代門弟」であった「大進匡聘」が、同作を冷泉家秘蔵の『十六夜日記』と見做したことについては、冷泉為村の時代以降、冷泉家の門人が地域的にも階層的にも拡大していたことが背景にあるであろう。冷泉家とのつながりを求めて、物語をも史実と解釈するような享受が行われていたことは、近世の偽書の生成と享受の様相を伝えている。

終章 総括と展望

終章では、各章で明らかになったことを総括し、今後の展望を述べた。